

第六十四回帝國議會
衆議院

請願委員第一分科(内閣、大藏省所管及他)會議錄(速記)第一回

會議

昭和八年一月三十日(月曜日)午前十時四十分開議

出席委員左ノ如シ

主査代理

委員長 山下 谷次君

戸田 虎雄君 後藤 脩君

岡田伊太郎君 仙波 久良君

手代木隆吉君 内藤 正剛君

兼務

松尾 孝之君 田尻藤四郎君

有馬 淺雄君 横川 重次君

坪山 徳彌君 本田彌市郎君

山根 儀重君 中村不二男君

中川 觀秀君 後藤 亮一君

出席政府委員左ノ如シ

法制局參事官 黒崎 定三君

法制局參事官 金森徳次郎君

陸軍少將 山岡 重厚君

主査ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

議員武知 勇記君 同 八田 宗吉君

同 戸井 嘉作君 同 林 路一君

同 中村三之丞君 同 谷原 公君

同 荒川 五郎君 同 松實喜代太君

同 兼田 秀雄君 同 大口 喜六君
同 守屋 榮夫君 同 田村 實君
同 野方 次郎君 同 川口 義久君
同 岡田 忠彦君 同 天辰 正守君
同 横山金太郎君

大藏書記官 石渡莊太郎君

陸軍歩兵少佐 佐藤 爲徳君

本日ノ會議ニ上リタル請願左ノ如シ

一金鵝勳章年金改正並殊勲者優遇ニ

關スル件(第一號乃至第三號、第三五

號乃至第三八號、第一六〇號乃至第一

六七號)

二 恩給法第八十五條第一項改正ノ件

(第七一號、第一四九號)

三 屯田兵恩給受領者ニ對シ恩給法改正

實施ニ至ル迄ノ恩給支給ノ件(第八號、

第六四號、第六五號、第一五四號乃至第

第一五六號、第二一一號)

四 屯田兵ノ恩給ニ關スル件(第一〇〇

號)

五 戰公傷病死者並傷痍軍人遺族扶助料

ニ關スル件(第一四號乃至第一九號、

第三九號、第四〇號、第八四號乃至第

八六號、第一五〇號乃至第一五三號、

第一五九號、第二三四號)

六 一時賜金癡兵ニ關シ恩給法一部改正
其ノ他ノ件(第一四六號、第一四七號)

七 一時賜金癡兵並無償癡兵ニ關シ恩給

法一部改正ノ件(第二二四號、第二三〇

號、第二六六號、第二六七號)

八 一時賜金癡兵ニ關シ恩給法一部改正

ノ件(第二六八號)

九 地久節ヲ奉祝日ト爲スノ件(第一八

八號)

一〇 國旗記念日ニ關スル件(第一二七

號)

一一 萬世一系ノ皇統御太元並肇國ノ紀

元ニ關スル件(第二二五號)

一二 請願審査ノ爲常置委員設置ノ件

(第二二四號)

一三 營業收益稅法中改正ノ件(第一二

二號)

一四 住宅組合借入資金ノ利率低減ニ關

スル件(第七六號)

一五 住宅建築資金償還延期ニ關スル件

(第一〇六號)

○山下主査代理 ソレデハ是カラ請願委員
第一分科會ヲ開會致シマス、本日ハ西村主
査ガ差支ガゴザイマスノデ、委員長ガ其代

理ヲ勤メマス第一、金鵝勳章年金令並殊勲
者優遇ニ關スル件、文書表第一號乃至第三
號、第三十五號乃至第三十八號、第六六十
號乃至第六十七號、紹介議員森峰一君

○武知勇記君 森君ガ居ラヌヤウデアリマス

カラ、私第三號ヲ紹介シマス、此請願ノ要旨

ハ文書表ニ明記サレデアリマス通りデ、毎

度委員會ニ於テハ採擇ニナッテ居ル問題デ

アリマスカラ説明ヲ省略致シマス、何卒御

審議ノ上御採擇アランコトヲ希望致シマス

○岡田委員 本請願ハ件數モ隨分數多ク出

テ居リマスシ、又殆ド毎回ノ請願デアリマ

スガ、申スマデモナク金鵝勳章所持者ニ對

スル國家ノ優遇ニ付テハ、十分心ヲ致シテ

尊敬ヲ拂ッテ居ルノデアアル、一度改正セラ

レタコトモアルガ、其後續イテ年金改正ヲ

請願シテ居ルノデアリマスガ、陸軍當局ハ

之ニ對シテドウ云フ御考ヲ有シテ居ルカ、

此場合一應伺ッテ置キマス

○山岡政府委員 御答申上ゲマス、戰役ノ

殊勲者ニ對シテ其功ニ酬ユル爲ノ精神的ノ

優遇ト云フコトハ國家トシテ當然ノコトデ

アラウト思ヒマス、又國軍ノ士氣ノ振作上

カラ申シマシテモ、今御話ノ御趣意ノ通り、

金鶏勳章所持者ニ對スル精神的ノ優遇ト云フコトヲ、其第一ニ置カナケレバナラスト

思フノデアリマス、併シ物質的ノ優遇ヲ時勢ニ伴フテズン／＼ヤッテ行クト云フコトニ

付キマシテハ、他ニ影響スル所ガゴザイマ

スノデ、直チニ之ヲヤルト云フコトハ非常ナ困難ナ狀況ニアルノデアリマス、是ハ研

究中デゴザイマスガ、無論ヤッテ惡イコトハナイノデアリマスケレドモ、ソレダケデハ濟マヌノデアリマシテ、他ニ影響スル所ガアリマスカラ、考慮ヲ要スルト思フノデアリマス

○岡田委員 政府ハ以前ニモ勳章ニ對スル意見ト申シマスルカ、意向ヲ伺ヒマスルニ、勳章ハ固ヨリ物質ヲ伴フト云フコトガ主デ

ナイノデアアルカラシテ、金鶏勳章ノ年金ハ普通ノ恩給トハ性質ヲ異ニスルト云フ意味ニ於テ、只今ノヤウナ意見ヲ伺フタノデア

リマス、サウ致シマスルト云フト此年金ノ改正ト云フコトハ、差當テ御考慮ノ中ニナ

イト見ナケレバナラスト、併ナガラ毎回審議採擇シテ居ルノデアリマスルカラシテ、本

件ハ矢張採擇致シタイト思ヒマス

○山下主査代理 採擇ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 ソレデハ採擇ト決シマシタ

○山下主査代理 第二、恩給法第八十五條第一項改正ノ件、文書表第七十一號乃至第百四十九號、紹介議員猪野毛君

○岡田委員 猪野毛君ノ紹介デアッテ、其外ニモ紹介議員ガアリマスガ、出席ナイヤウデアリマス、此恩給法ノ改正、増額優遇更

新等ニ付テハ、種々ノ請願ガ出テ居リマシテ、本日モ數件恩給法ノ改正請願ガアルノデアリマス、本請願ハ矢張何回モ請願サレテ、審議採擇ハ致シテ居リマスルガ、八十五條第一項ノ改正ト云フコトニ付テノ當局ノ御意向ヲ一寸伺ヒタイ

〔政府委員ガ來テ居ナイ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 ソレデハ第二ハ後廻シニ致シマス

○山下主査代理 第三、屯田兵恩給受領者ニ對シ、恩給法改正實施ニ至ル迄ノ恩給支給

ノ件、第八號、第六十四號、第六十五號、第百五十四號乃至百五十六號、第二百十一

號ノ文書表ニ在ル通りデアリマス、紹介議

員阪東幸太郎君——阪東君ガ御見エデアリマセヌ、林路一君

○林路一君 私モ紹介者ノ一人デアリマス

ルカラ極メテ簡單ニ御説明申上ゲマス、此請願ハ毎回提出シテアルノデアリマシテ、

其時々參考送附ニナッテ居ルヤウデアリマ

スルガ、更ニ要約シテ趣旨ヲ申上ゲマスト云フト、屯田兵ニシテ恩給受給ノ資格ニ

達シタ者ハ、改正法律實施ノ後、即チ大正

十二年十月一日ヨリ恩給ヲ支給スト云フコ

トニ今日ハ法令定マッテ居ルノデアリマ

ス、所ガ實際ニ恩給ヲ受クベキ資格ニ達シ

タ時ハ、多クハ日露戰役後デアリマス、

然ラバ此法律ハ當然恩給ヲ受クベキ資格

ノ時期ニ達シタ所ノ日露戰爭當時ニ達ッテ

給與ヲ受クベキモノデアルベキ筋合デア

ルガ、改正ノ時ガ大正十二年デアリマシテ、

其法律發布後ニ於テ此恩給支給ノ規定ヲ適

用セラル、コトニナッタノデアリマス、ソ

コデ是等ニ該當スル屯田兵達ハ今申上ゲマ

シタ當然其資格ニ達シタ時ニ達ッテ恩給ヲ支

給シテ貰ヒタイト云フノデアリマス、今日マ

デ政府委員ノ御意見ニ依ルト云フト、法律

ニ規定ガナイカラシテ達ッテ給與スルコト

ハ出來ナイト云フコトデアアルノデアリマス、

如何ニモ御尤デアリマス、法律ニ定マッテ

居ルナラバ何モ請願ノ必要ハナイ、所ガ法

律ガ斯様ニ實際ノ恩給資格ニ達シタ時カラ

適用出來ナイコトニ規定サレテアルノデア

リマスルカラ、之ヲ改正シテ戴キタイト云

フノガ衷心ノ願デアリマス、故ニ今日マデ

久シク參考送付ニ御決定ニナッテ居リマス

ルガ、熱心ナ請願デアリマス、洵ニ無理モ

ナイ同情スベキ請願デアリマスルカラ、御

審議ノ上御採擇ヲ御願申上ゲタイト存ジマ

ス

○松實喜代太君 私モ此百五十四百五十

五ヲ紹介シタノデアリマスガ、其理由ハ只

今林君ノ述ベラレタト同ジヤウデアリマス

ガ、全然大正十二年ニ恩給ヲ支給シタイト

云フコトニナッタナラバハ別問題デア

リマスガ、大正十二年ノ改正ニ依リマシテ恩

給ヲ支給スル必要ヲ政府ガ認メタノデア

リマス、サウシテ見ルト、大正十二年十一

月

一日デアリマシタカ、恩給ヲ受クベキ資格

ヲ發生シテ以來、其恩給ヲ給スルコトニナ

タ者ニ恩給ヲ給シテ貰ヒタイト云フ請願ハ、

相當理由ガアルト私共ハ認メテ居ル、又請

願委員會デハ相當色々ナ問題ヲ研究ナサ

ッテ居リマスガ、苟モ其請願ノ理由ニ相當

ノ理由ガアレバ何時モ御採擇ニナツテ居

ルヤ

ウナ是マデノ慣例ニナツテ居ルヤウデア

リマスカラ、ドウカ其請願ノ趣旨ヲ汲取ッ

テ御採擇ダケデモ宜シイガ、一ツ御願致シ

タイト思ヒマス

○岡田委員 只今紹介議員ノ辯明セラル、

通りデアリマス、十二年ノ改正ニ依リマシ
テ、屯田恩給ト云フモノハ中々意見ガ岐レ
テ居リマシテ、漸ク纏マツテ受恩給ニ決定
シタノデアリマシタガ、ソレガ所謂合法的
ニ受恩給者トナルノ資格ヲ備ヘテ居ッテ、ソ
レガ實現シタノデアルカラ、然ラバ其以前
既ニ決定サルベキ年柄ハ二十年位モ前デア
タ、二十年バカリモ、其既得ノ權利ト申シ
マスルカ、其恩給ヲ給セラルベキ恩典ニ浴
スルコトガ遅レテ居ッタノデアルカラ、ソレ
ヲ遡ッテ其當時ノ資格ノ具備シタ時分カラ
之ヲ給與ヲ受ケタイト云フノデアリマスル
ガ、此事ハ或ハ他ニモサウ云フ類例ガアラ
ウト思フノデアリマス、屢、請願セラレテ政
府ニ參考シテ送ッテ居リマシタガ、前回ノ
議會ニ於テハ殆ド採擇シテ政府ノ考慮ヲ求
ムルガ宜カラウト云フ意見デアリマシタカ
ラ、是ハ採擇致シマシテ、政府ニ對シテ能
ク本件ニ對スル考慮ヲ拂ハレンコトヲ望ム
譯デアリマス、採擇ニ願ヒマス

○山下主査代理 陸軍ノ政府委員ガ見エテ
居リマスガ、モウ一度陸軍ノ意見ヲ聽ク必
要ハアリマセスカ

○岡田委員 伺ッテモ宜シウゴザイマス

○山下主査代理 ソレデハ山岡政府委員ノ

御意見ヲ承リマス

○山岡政府委員 此屯田兵ノ恩給問題デ
アリマスガ、是ハ兵役義務者及療兵待遇審
議會ノ答申事項ニアルモノデアリマシテ、陸
軍ト致シマシテハ出來ルダケヤッテヤリタ
イト思ヒマス、今御説ノ通りデアリマス、
ケレドモマダ未解決デ居リマスノハ、財源
ノ關係デソレマデ及ンデ居ラスト私ハ思ッ
テ居リマスガ、ドウカシテヤッテヤリタイ
ト云フ希望ハ陸軍ニゴザイマス、ソレダケ
申上ゲテ置キマス

○山下主査代理 黑崎政府委員ノ説明ガア
リマス

○黑崎政府委員 屯田兵ニ對スル給與ノ點
ニ付キマシテハ、只今陸軍ノ政府委員ノ御
方カラ申述べラレマシタ通り、屯田兵ニ關
シテハ前ニ療兵兵役義務者待遇ニ付テノ審
議會ニ於テ答申ガアリマシタニ依リ、何ト
カ給與ノ方法ヲ講ジタイト云フ趣旨ヲ以テ
マシテ考究致シテ居ル所デアリマスガ、併
シ恩給法ノ關係カラハドウ致シマスカト云
フ點ニ付キマシテハ、度々政府ノ意思ヲ表
明致シタコトデアリマス、大正十二年ノ十
月一日以降、ソレ前ハ屯田兵ガ戰時勤務
ニ服シタ期間ダケノ服役期間ガ恩給ノ在職
年限ニ通算サレテ居リマシタノヲ、更ニ現

役期間中ヲモ通算シテ給與スルコトニ改正

ニナリマシタ、其結果此改正法施行以後ニ
於キマシテ、此在職期間ニ對シテ計算シテ
出テ參リマス恩給金額ヲ給與シタノデアリ
マス、本請願ハ當該金額ヲ尙ホソレ前ニモ
遡ッテ、現役ヲ離レタ時マデ遡ッテ給與シテ
貰ヒタイト云フ趣旨デアリマスガ、是ハ我
國ノ恩給制度ノ上カラ考ヘテ見マシテモ、
從前在職期間ノ通算關係ニ付テノ變更ヲ加
ヘラレタコトガアリ、而シテ古ク遡ッテ在
職期間ヲ通算シテ恩給金額ヲ増シテ給スル
ヤウナ改正ガアリマシタガ、斯ル場合ノ金
額給與ノ方ハ、常ニ新法施行以後ニ於テ給
與致シテ來タノデアリマス、一方ニ於キマシ
テハ斯ル金額ヲ古クマデ遡ッテ給與致シマス
ルコトニ付テハ、財政ノ負擔ノ關係ヲモ考
慮シナケレバナラスノデアリマス、又恩給
制度實施以來、遡ッテ恩給金額ノ給與ヲ致
シマスルト云フノハ全ク新例ニ屬スルノ
デアリマス、恩給金額ノ遡及給與ト云フコ
トハ、是ハ政府トシテハ實ハ贊成致シ難イ
ノデアリマス、唯是ハ恩給法ノ改正問題ト
シテノ點デアリマスルガ、先程申上ゲマシ
タ通り、屯田兵ニ對スル給與ノ全般的考慮
ト致シマシテハ、別途相當ナル給與ノ途ヲ
開キタイト云フ趣旨ヲ以テマシテ、折角考

究中デゴザイマス

○岡田委員 恩給局ノ御意嚮ハ分リマシ
タ、恩給ノ國家負擔ノ増額ト云フコトニ付
テ大ナル關心ヲ拂ハナキヤナラスコトハ目
下ノ重要ナル事柄ノ一ツデアリマスガ、是
カラ給與スルモノ、是ヨリ恩給ニ入ルベキ、
新シク發生スルモノニ付テハ、是ハ考慮ヲ
致シテ行カナケリヤナラスコトハ申スマデ
モナイコトデアリマスガ、國家ノ恩給支給
ノ上ニ於テ少シデモ増加スルト云フコトハ
餘程考慮シナケリヤナラスコトデアリマス
ガ、本請願ハ謂ハバ、是ハ請願者ノ方ノ頭カ
ラ申シマスルト云フト、既得ノ權利ヲ主張
シテ居ルヤウナコトニ見ルコトガ出來ルノ
デアリマス、理窟ノ上カラ申スト云フト、
當然ノ請願デアルト云フコトガ出來ルト思
ヒマス、併シ政府ノ御方針モ亦十分其邊ハ
考慮ヲ拂フ必要ガアリマセウカラシテ、兎
ニ角採擇ト致シテ置キマスカラ、十分ノ御
考慮ヲ願ヒマス、採擇ニ願ヒマス

○山下主査代理 採擇ニ御異議ゴザイマセ
ヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 ソレデハ採擇ト決シマシ
タ

○山下主査代理 次ハ丁度政府委員ガ見エ

テ居リマスカラ、元へ戻リマシテ、第二ノ
恩給法第八十五條第一項改正ノ件ヲ議題ニ
供シマス、紹介議員猪野毛利榮君——誰方
カ代テ説明シマスカ

○岡田委員 紹介議員ガ居リマセヌケレド
モ、恩給局ノ御意嚮ヲ此場合伺ッテ見タイ
ト思ヒマス、前會ニ於テハ採擇シテ居リマ
ス

○黒崎政府委員 此請願ハ度々此請願委員
會ニ現レテ參ッタモノデアリマシテ、既ニ政
府ノ意思ヲモ申上ゲテアルノデアリマスガ、
巡查、警部、警部補此在職年限ノ通算關係
ニ付キマシテ、丁度大正十二年ニ改正セラ
レマシタ、即チ現行恩給法ノ施行前ト施行
後トノ間ニハ、通算關係ガ違ッテ參ッテ居ル
ノデアリマシテ、其結果或ル特定ノ場合ヲ

取出シテ見マスルト、此請願ニ現レテ居リ
マスヤウナ不均衡ナ場合ガ生ジテ參ッテ居
ルノデアリマス、唯此現行恩給ノ施行當時
ノ從前通算シナカッタ年限ヲ全部統一シテ
通算シテ行カウト云フ方針カラ致シマシ
テ、其移リ變リノ際ノ現象ト致シマシテハ
洵ニ已ムヲ得ナイ結果ニ出デタノデアリマ
シテ、唯併シ茲ニ取出シテ見マスルト、一
方ニ於テ同様ナ狀況ニアリマスル人ガ現行
恩給法ノ施行ヲ境ト致シマシテ、其前後

トノ在職關係ノ違ヒニ依リマシテ受ケマス
ル恩給金額ニモ差ガ生ジテ參リマスルト云
フコトハ、是ハ不均衡ナル結果デアアルコト
ハ認メテ居ルノデアリマス、政府ニ於キマ
シテハ恩給法全般ニ互リマシテ改正シタイ
ト云フ意思ヲ持ッテ居リマシテ、其際ニハ此
請願ニ現レテ居リマスル意見ハ相當考慮ヲ
加ヘタイト考ヘテ居ルノデアリマス、唯此
點ダケヲ先ニ取出シテ改正スルト云フコト
ニナリマス、尙ホ之ニ類似スル他ノ問題
モ生ジテ參リマシテ、甚ダ事柄ガ複雑ニナッ
テ參リマスルノデ、特別ニ此點ダケヲ先ニ
改正スルコトハ避ケタイト思ッテ居ルノデ
アリマス、恩給法全般ノ問題トシテ相當考
慮ヲ加ヘタイト考デアリマス

○山根委員 只今恩給法八十五條一項ノ改
正ノ件ニ付テ御答ニナッテ居ルノデアリマ
スガ、此件ハ私詳シク法律ヲ見マセヌケレ
ドモ、請願ノ文章ニ依リマスルト、警官ノ
恩給ト判任官ノ恩給トノ通算關係デアラウ
ト思ヒマス、其關係ニ付テハサウ云フ關係全
般ニ付テ考慮シナケレバナラスト云フ只今
御話ガアツカカラ伺フノデスガ、例ヘバ教職
員ノ恩給ト普通文官トノ恩給ト通算關係モ
矢張之ニ聯關シテ居ルコト、思フノデアリ
マス、教職員カラ普通文官ニナル人ハ世ノ

中ニ相當多數ニアルト思ヒマス、而モソレ
ヲ兩方ノ年限ヲ通算致シマス立派ニ恩給
年限以上ニ達スルニ拘ラズ、兩方半端ニナッ
テ何等優遇ノ途ヲシテナイト云フヤウナ妙
ナ結果ニ陷ッテ居ル、是モ同ジヤウナ現象
ガラウト思フノデアリマス、斯ウ云フ通算
關係ニ於テ苟モ文官タル者、或ハ文官待遇
官タル者全部ヲ恩給年限ヲ通算スル、若モ
其恩給率ニ於テ多少ノ相違ガアル場合ニ於
テハ、ソコニ何カ計算ノ方法ニ多少手心ヲ
加ヘテモ通算スルコトガ適當デナイカト
思フノデアリマスガ、恩給局ノ方ノ御審議
ノ模様ハ如何デアリマスカ、此機會ニ伺ヒ
タイト思ヒマス

○黒崎政府委員 御尋ノ點ハ洵ニ御尤ト考
ヘテ居ルノデアリマス、是ハ現行恩給法改
正ノ際ニモ實ハ全部通算ヲシヨウト云フ趣
旨デ立案致シテ居リマシタ又法律ノ本則ハ
其規定ニナッテ居ルノデアリマスガ、唯當時
ノ特別ナル事情ニ依リマシテ、教職員ト普
通教育事務ニ從事スル文官以外ノ普通文官
トノ通算關係ハ從前通りニスルト云フ附則
ノ規定ヲ以チマシテ、不通算關係ノ結果ヲ
來シテ居リマスルカラ、只今丁度御話ニナ
リマシタヤウナ現象ニナッテ居ルノデアリ
マス、是等ノ點モ恩給法改正問題ノ改正要

項ノ事項ノ一ツトシテハ、矢張目下考慮致
シテ居ル點デアリマス

○岡田委員 恩給法ノ不備ト申シマスカ、
中ニハ隨分不幸ナ場合ニ入ル人々モアルヤ
ウデアリマスガ、只今ノ山根君ノ尋ネラレ
タ點ハ、能ク教員、警察官等ニ通算關係デ
サウ云フヤウナ不利ナ場合ガ出來タト云フ
コトヲ聞クヤウデアリマスルガ、只今ノ七
十一號ノ請願ハ、是ハ十二年ノ改正ニ伴ウ
テ生ジテ來タ事項ノ一ツデアラウト思フノ
デアリマス、是ハ其當時經過法デモ付ケテ
置キマシタナラバ斯様ナコトハナカッタ
ウト思ヒマス、併シ是ハ其時ニ逢着シタ時
ノ人ダケノ關係デアラウト思ヒマス、能ク
是等ヲ考慮ノ中ニ御入レヲ願ヒタイト思ヒ
マス、採擇致シタイト思ヒマス

○山下主査代理 岡田君ノ言フ通りニ採擇
ニ異議アリマセヌカ

○山下主査代理 ソレデハ採擇ニ決シマシ
タ

○山下主査代理 次ハ第四屯田兵ノ恩給ニ
關スル件、文書表第百號、紹介議員林路一
君

○林路一君 此請願ハ今回初メテ提出セラ
レタモノデ、其内容ニ付テ成ベク簡單ニ御

説明申上ゲタイト思フノデアリマス、恩給ハ其受給ノ資格アル者個人ニ對シテ法律ノ適用ヲ爲スコトハ勿論デアリマスガ、此屯田兵ニ於テ特ニ皆サンノ御考慮ヲ願ヒタイコトハ、屯田兵ハ其法律的ノ義務ニ於テハ屯田兵ニ限ラレテ居ルノデアルガ、其實體ニ於テハ家族モ其責任ヲ分擔シテ居ル、何故カト言ヘバ、屯田兵ハ一面ニ於テ兵役ニ服シ、一面ニ於テハ北海道ノ農事ヲシナケレバナラス、ソコデ農業ニ服シマスル者ハ家族デアリマシテ、其家族ノ者ハ屯田兵ノ現役期間中ハ種々ノ意味ニ於テ拘束ヲ加ヘラレテ居ル、隨テ屯田兵ガ國家ニ對スル奉仕ノ義務ト云フモノハ、屯田兵一人ナルノミナラズ、其家族モ一體トシテ義務ヲ盡シテ居ルト云フコトニナルノデアリマス、而シテ一旦徵募致シマシタ所ノ屯田兵ガ、若シ病氣其他ノ事故ニ依ッテ服役ガ出來ナイト云フ場合ニ於テハ、其家族ノ中ノ男子ヲ以テ之ニ代ヘルコトニナッテ居ル、其代ヘラレタ所ノ家族ハ直チニ屯田兵ヲ相續致シマシテ、兵農ノ二ツノ仕事ニ服シテ居ル譯デアリマス、所ガ此後繼者トナリマシタ屯田兵ハ、前服役者デアル所ノ屯田兵ノ其服役年限ヲ恩給法ニ通算スルコトガ認メラレテナイノデアリマスカラシテ、隨テ後繼者タル所ノ屯田兵、其者ダケノ服役期間ガ恩給法ノ年限ニ該當スルニ非ザレバ恩給ヲ受クルコトガ出來ナイ、斯ウナッテ居ルノデアリマス、今申上ゲマシタヤウニ、恩給法ノ一般的精神トシテハ、其服務ヲ致シマシタ個人ニ對シ、其本人ノミニ限ラレタ所ノ法律デアルコトハ勿論デアリマスガ、屯田兵ニ限リマシテ、家族モ亦一面ニ於テ國家ニ對シテ奉公ノ義務ノアルヤウナ實態ニナッテ居リマスカラシテ、ソコデ家族全部トハ申シマセズデモ、家族ノ中カラシテ屯田兵ノ義務ヲ繼承シタ所ノ者、即チ屯田兵ノ後繼者ニ對シテハ、共同一家族デアッタ前服役者ノ服役年限ヲ通算シテ貰ヒタイ、斯様ナ請願デアリマスカラ、何卒御審議ノ上御採擇ヲシテ貰ヒタイト思フノデアリマスルガ、此機會ニ於テ、更ニ私ハ念ノ爲ニ政府委員ヘ申上ゲテ置キタイノデアリマスルガ、ソレハ先刻御採擇ニナリマシタ屯田兵ノ恩給ハ、其恩給ヲ受クベキ資格ニ達シタ時ニ遡ッテ支給シテ貰ヒタイト云フ請願ニ付テ、陸軍政府委員ハ、此事ハ審議會ニ於テ既ニ考慮スルコトニナッテ居ルカラ、政府ハ成べく其實現ヲ圖ッテ、速ニシテヤリタイト云フ意味ノ御答ガアリマシタガ、此請願ニ對シテノ審議會ノ決定ハ、一切給與シ

ナイ、考慮シナイト云フヤウナ工合ニ決定ニナッテ居ッタト私ハ記憶シテ居ルノデアリマスガ、若シサウデナク、政府委員ノ御話ノ如ク、考慮スルコトニナッテ居リマスナラバ、極メテ屯田兵ノ爲ニ幸ヒデアリマスカラ、此點ハ尙ホ御調査ヲ願ッテ、要スルニ請願ノ趣旨ニ副フヤウニ、何等カ恩給ヲ支給スルコトガ出來ナケレバ、一時金ノ給與等ノ方法ニ依リマシテ一ツ御解決ヲ願ヒタイ、此事ヲ併セテ申上ゲテ、只今御紹介申上ゲマシタ請願ニ付テ重ネテ御審議ヲ御願申上ゲマス

○岡田委員 第百號案件ハ矢張恩給デアリマスケレドモ、謂ハハ父子、即チ親子、兄弟ト致シマシテモ、全ク人ノ違ッタ者ガ年限ヲ通算スルコトニ依ッテ、此請願ノ所謂恩給ニ該當スルコトニナルノデアリマスルガ、是ハ陸軍當局ノ御意向ヲ伺フ迄モナク、可ナリ恩給法トシテハ至難ナ事柄デアルト思フノデアリマス、併シ本日ハ出デ居リマセスガ、尙ホ屯田兵ノ恩給ニ付キマシテ、豫備役ヲ通算シテ戴キタイ、其豫備役ト云フコトハ、甚ダ不都合ナ申出ノヤウデアリマスケレドモ、事實ニ於テ北海道屯田兵ノ兵制ト云フモノハ、陸軍デハ能ク御承知デゴザイマセウガ、全ク屯田ダケヲ申

スナラバ皆兵主義デアッテ、青年ノ男子デアレバ皆兵役ニ服シテ居ルト云フ狀態デアッタモノデアリマス、デ豫備役ト申シマシテモ現役ト同ジ任務ニ服シテ居リマシテ、唯幾何ノ豫算、經費ノ關係上名義ヲ豫備ニ致シタモノデアアル、此點カラ之ヲ實情ニ付テ調査ノ結果ハ、通算スルノ價值アリト致ス實情ハ間違ナイモノデアルト云フコトガ分リマシタケレドモ、是モ恩給法カラ申シマシテ、豫備役ヲ通算スルコト云フコトハ目下ノ恩給法ニ於テ許シ得ラレルモノデアナイノデアリマスカラ、之ニ對シテハ實情ガ其請願ノ趣旨ハ至當デアアルガ、唯法規ノ上ニ於テ、之ヲ當嵌メルコトハ至難デアルト云フ點ニ於キマシテ、何等カノ方法ニ依ッテ是等ノ處理ヲシタイ、此請願ノ趣意ハ至當ナル請願デアルト云フコトニ付テハ、陸軍當局モ御認メニナリマシテ、既ニ其準備ヲ運ビツ、アルノデアリマス、是等モ矢張ソレト事柄ハ違フケレドモ、意味ガソコニ至ルノデアリマス、是ハ初メテノ請願デアアルカラシテ、是非陸軍ノ御意嚮ヲ伺ヒマシガ、私ハ矢張是モ採擇ニ致スコトハガ至當デアルト思フノデアリマスルガ、併シ心持ハ採擇デアルケレドモ、事實恩給法ト云フモノカラ眺メマシタ時ニ、左様ナコトハ或

ハ又穩當ヲ缺クト思ヒマスカラ、私ハ參考送付ニシテ、政府ノ御考慮ヲ御願シタイノデスガ、此場合御意嚮ヲ伺テ置キタイト思ヒマス

○山田政府委員 主任者が參ッテ居リマスカラ主任者ニ説明サセルコトニ致シマス

○山下主査代理 ソレデハ是ハ初メテ出マシタ請願デアリマシテ、將來ニ對スル重大ナ關係ガアリマスカラシテ、政府委員ノ御意見ヲ一ツ確メテカラニ致シタイト思ヒマス

○佐藤陸軍歩兵少佐 本件ハ恩給局主管ノ事項デアリマスガ、先般政府委員カラ説明シタコトニ付キマシテ疑義ガアルヤウデアリマスカラ申上ゲマス、陸軍ト致シマシテハ曩ニ決定ヲ致シマシタ兵役待遇審議會ノ答申ノ趣旨モアリマシ、又屯田兵ノ特殊性ニ鑑ミマス時ハ、同情スベキモノガ認メラレマスカラ、曩ニ救恤金ヲ支給致シマシタ類似ノ先例ヲ參酌致シマシテ、一時賜金ヲ支給シ得ルコトヲ企圖致シタノデアリマスケレドモ、財源ノ關係上之ヲ實行スルニ至ラナカッタノデアリマス

○岡田委員 ソレハ私ガ後デ附ケタ分ニ對シテノ御意見デス、前ノ第百號ニ對スル御意嚮ハドウデアルカ

○佐藤陸軍歩兵少佐 第百號ニ付キマシテハ恩給局ノ所管ニ屬シテ居リマス

○黑崎政府委員 第百號ノ請願ノ趣旨ニ對スル、恩給局トシテ考ヘテ居リマスル點ヲ申上ゲマス、岡田サンノ御話ノ中ニモゴザ

イマシタガ、屯田兵ニ付テノ兵役ノ相續類似ノヤウナ關係デアリマスガ、恩給問題ト致シマシテハ被相續人ト相續者トノ在職年限ヲ通算致シマスル關係ハ、是ハ甚ダ重大ナ關係ヲ持ツモノト考ヘルノデアリマシテ、恩給法ノ建前トシテ屯田兵ニ限リスル特例ヲ認メマスルト云フコトハ、他ノ幾多ノ事項トノ關聯上、甚ダ困難ナ事柄ト考ヘテ居リマス

○手代木委員 今當局ノ御説明ニ依ルト云フト、相續的ノ義務ヲ負フト云フヤウナコトガ、是ハ他ノ方ニモ斯ウ云フ例デモアルカノヤウナ御話ノヤウデアリマスケレドモ、他ノ方ニハ此屯田兵ノ如ク親子若クハ其家族ノ者ガ其後ヲ繼承シテ其義務ニ服スルト云フヤウナ事柄ハ恐ラクナカラウト思フ、屯田兵ニ限ッテ斯ウ云フ特殊ナ義務ヲ付サレテ居ルノデ、其點カラ是ガ問題ニナルコトドラウト思フ、サウシテ見レバ今ノヤウナコトハ、所謂此請願ノ趣旨デアル特殊性ヲ認メラレテ、ソレニ相當シタ解決案ヲ立

テルト云フコトハ國トシテ適當デアラウト考ヘル、只今岡田君ノ參考送付ノ説モアッタヤウデアリマスケレドモ、若シ出來ルコトナラモウ一步ヲ進メテ、矢張此趣旨ヲ汲ンデ、何等カノ解決ヲ付ケルト云フ趣旨ニ於テ採擇セラレルヤウナコトニナッタナラバ、洵ニ該當者ニ取ッテ仕合セナコトデアリ、又北海道ニ於ケル此屯田兵ノ恩給問題ヲ解決スル上カラ云ウテモ至當ナコトデアルト思ヒマスカラ、出來ルナラバ採擇ニ願ヒタイト考ヘマス、尙ホ又陸軍當局ノ御説明ニ依ルト財源ノ關係デ、是ガ沙汰止ミニナッタト云フヤウナ御話モアリマシタケレドモ、之ニ該當スル一體人員ト、ソレニ要スル經費ハ如何程ノ御見込デアルカ、其邊ノコトモ此際參考ニ伺ッテ置キタイト思ヒマス

○黑崎政府委員 只今私ノ申上ゲマシタ點ニ付キマシテ、甚ダ言葉ガ不十分デアリマシタカ、或ハ言ヒ方ガマヅカッタ關係上誤解ノ虞ガゴザイマスノデ、一言申上ゲテ置キマス、他ニ斯ウ云フ服務ノ相續ト云フヤウナ例ガアルカノヤウニ響キマシタノハ、若シ響キマシタト致シマスナラバ、私ノ申上ゲタ趣旨ハ其處ニハナカッタノデアリマス、唯此屯田兵ダケニハ恰モ相續ノヤウニ

見エル關係ガアッタト云フコトダケヲ申述ベル趣旨デアッタノデアリマス、實ハ私共ノ考ヘテ居リマス所ニ依ルト、屯田兵ニ付キマシテモ、兵役義務ノ相續ト云フコトデハナクシテ、唯屯田兵ニ伴ッテ居リマスル補償ト申シマスカ、サウ云ッタヤウナ相續關係ガアッタノデハナイカト考ヘテ居ルノデアリマス、在職年限ノ通算、其他被相續人ト相續人トノ間ノ通算ト云フコトハ恩給法上ナイ、斯ウ云フ趣旨ヲ申上ゲタ積リデアッタノデアリマス、尙ホ過般ノ兵役義務者及廢兵待遇審議會ニ於キマシテモ是等ノ點ヲモ考慮スルト云フコトニナッテ居リマスル答申デアリマス、其答申ニ基キマシテ、政府ノ方デハ考慮致シテ居ル點ノ一ツデアリマス

○手代木委員 只今ノ御説明ヲ伺ヒマスト、是ハ今考慮ニ入ッテ居ルト云フ御話デアリマスカラ、尙更岡田君ノ參考送付ニ一歩進メラレテ、矢張採擇ニ決セラレタ方ガ至當カト考ヘルノデアリマス、尙又恐ラク之ニ該當スル所ノ人員ナドモ少イコト、想像スルノデアリマス、左様ナ場合ニナレバ之ヲ一日モ早ク解決シテ與ヘル方ガ、是ノ恩典ニ浴スル者ガ仕合セデアラウト考ヘマス、參考送付ニナリ段々延ビノニナレバ自然資格ヲ得ラレナイデ歿スル者ガ多數ニナル

資格ヲ得ラレナイデ歿スル者ガ多數ニナル

コトデアラウト思ヒマス、其點カラ見レバ之ヲ促進スル意味ニ於テモ、何トカ此際之ヲ採擇ニ決スル方ガ適當デアラウカト考ヘマス

○山下主査代理 政府委員ニ申上ゲマスガ、只今手代木君カラ申上ゲタ、ソレヲ改正シタナラバドレ程影響ガアルカ、即チ人數ハドレダケデ金額ハドレ程ニナルカト云フコトガ、御調べガ付イテ居レバ此處デ御話ヲ願ヒマス

○山岡政府委員 其答申案ニ付キマシテ申上ゲマスガ、一時賜金ヲ戴クコトニ付テノ研究ニハソレハ入ッテ居ルノデアリマスガ、今新シク出マシタ所ノ恩給ノ者ニ對スルト云フコトニ付テハ、マダ研究中デアリマス、ソコノ區別ガアリマス、併シ答申案ニハ一時賜金ヲ渡サウト云フコトハ入ッテ居ルノデアリマス

○佐藤陸軍歩兵少佐 大體豫後備期間ノ通算、或ハ全戸數ノ何デアルトカ、或ハ屯田兵ノ期間ニ服スルトカ、各種ノ請願ノ人員ヲ合セマシタモノハ大體調査致シデアリマス、約五千人ト云フコトニナッテ居リマス、金額ハ相當額ヲ支給スルト云フコトニ致シテ居リマス

○岡田委員 只今採擇ノ説ガ出タノデアリ

マスガ、私カラ申スナラバ相成ルベクハサウシテ戴イタ方ガ、北海道ノ屯田兵ノ多大ナル勞苦ニ對スル優遇トシテハ結構ナノデアリマス、併シ所謂話ガ混雜シテ居ッテ、唯決セラレルト云フコトノ若シ憾ミガアッテハイカスト思ヒマスガ、此第百號ノ分ハ、今當局ガ答ヘラレタ意思トハ私ハ少シ違ッテ居ルト思ッテ居ルノデアリマス、ソレデ採擇スルト云フコトニ付テ私ハ大シタ異議ハナイノデアリマス、採擇シテ貰ヒタイノデアリマスガ、ソレデハ本當ノ精神ガ幾ラカ誤ラレテ居ルコトニナリマスガ、詰リ行違ッテ居ル、デスカラシテ此分モ假令繼續スルト云フコトヲ認メナクトモ、恩給年限ニ達シナクテモ一年足ラヌ二年足ラヌト云フ分ハソレハ必ズ恩給局ニ於テモ陸軍ニ於テモ之ニ對シテ考慮ヲ拂ハレルト思フ、今ノ御答ニナッタ分ハ、既ニ解決ガ付キ掛ッテ居ル、豫算モ請求ナサツタ分デアル、其分ニハ是ガ入ッテ居ラヌ、デアルカラ是ハ矢張極ク穩當ナコトヲ言ヘバ、參考送付トシテ政府ニ送りマシテ、十分此點ニ對シテ考慮ヲ拂ッテ今度ノ解決ノ中ニ追加シテ解決シテ貰ヒタイト云フノデアリマス

○山下主査代理 ドウデスカ手代木君、今岡田君ノ意見モ採擇スルノガ絕對ニイカヌ

ト云フ意味デハナイケレドモ、是ハ初メテノモノデアルシニアリマスカラ、岡田君ノ話デハ採擇スルヨリモ強イヤウナ意味ラシイ、其意味ニ於テ政府ニ參考送付シテ十分考慮ヲ煩スト云フコトニシテハドウデスカ

○手代木委員 宜シウゴザイマス

○山下主査代理 ソレデハ參考送付トスルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 ソレデハ參考送付ニ決シマシタ

○山下主査代理 次ニ第五、戦公傷病死者並傷痍軍人遺族扶助料ニ關スル件、文書表第十四號乃至第十九號、第三十九號、第四十號、第八十四號乃至第八十六號、第五百十號乃至第五百十三號、第五百十九號、第五百三十四號、紹介議員八田宗吉君

○谷原公君 私ハ八十五號ノ紹介者デアリ

マスルガ、八田君モ御見エニナラヌヤウデアリマスカラ、私カラ同趣旨デアルカラ、要旨ヲ御紹介致シマス、此要旨ハ恩給法ニ依リマシテ扶助料ヲ受ケテ居リマスル中デ、國運ノ進展ノ寧ろ殊勳者ト云ッテモ宜シイヤウナ、此戦公傷死亡者ノ遺族並ニ一且傷痍者トナリマシテ後死亡致シマシタル者ノ遺族、是等ニ對スル扶助料ハ甚ダ少額

デアリマシテ、殊ニ其下級者ニ在リマシテハ、到底之ヲ以テ遺族子女ノ教育等ガ出來ナイノハ勿論、其生活ノ維持ニスラ不足ヲ告ゲマシテ、一家路頭ニ迷フヤウナ慘狀ヲ極メテ居ル者モアルノデアリマス、故ニ此下級者等ニ對シマシテハドウカ生活ノ安定ヲ得セシムル程度ニ扶助料ヲ増額シテ貰ヒタイ、是ガ請願ノ要旨ノ一點デアリマス、今一ツハ改正恩給法實施以前ニ於キマシテ死亡致シマシタル者ノ寡婦デ、兵籍簿ニ登録サレテ居リマシタル者ハ、ソレハ施行前モ施行後モ變リマセヌケレドモ、登録サレテ居ナカッタ者ハ、施行前ノ者ハ施行後ニ於キマシテ扶助料ヲ受ケルコトガ出來ナイヤウナ不權衡ナ状態ニナッテ居ルノデアリマス、故ニ是モ法ノ施行前施行後ノ區別ナク、同様ニ矢張此扶助料ガ受カルヤウナコトニ改正シテ貰ヒタイ、是ガ要旨ノ第二點デアリマス、以上ノヤウナ次第デアリマスカラ、何卒御審議ノ上御採擇ノ程ヲ御願申上ゲマス

○岡田委員 本案件モ類似ノモノガ多數出テ居ルノデアリマスガ、陸軍並ニ恩給局ノ方面ノ御意嚮ハドウデゴザイマスガ、改正シタ後ニ斯ウ云フモノガ出テ來タノデアラウト思ヒマスガ、今後は等ニ對シテ進んで解決方法ト言ヒマスガ、此請願ノ趣旨ニ付

テ詮議セラル、カ伺ヒマス

○山岡政府委員 此件ニ付テハ目下研究中デアリマシテ、ドウニカサウ云フ御趣旨ニ副フヤウニシタイト思フテ居リマス、ソレダケ申上ゲテ置キマス

○山崎主査代理 採擇ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 採擇ト決シマシタ

○山下主査代理 第六、一時賜金癡兵ニ關シ恩給法一部改正其ノ他ノ件、文書表第四百十六號、第四百十七號、紹介議員荒川五郎君——荒川君ガ來テ居リマセヌガ、ドナタカ代ッテ説明ヲ願ハレマセヌカ

○岡田委員 本件モ屢、請願ヲシテ參ッテ居ルノデアリマスガ、恩給法ノ一部改正及無給者ニ對スル待遇改善ノ請願デアラウト思フノデアリマスガ、數回出マシテ參考送付ノ時代モアリマシタガ、漸次是ハ採擇シテ政府ノ考慮ヲ求メヨウト云フコトニナツテ居リマスガ、此中デ直接恩給局ノ關係デナク、鐵道ノ無賃乗車ヲ是非許シテ貰ヒタイト云フコトガ一項入ッテ居リマス、是ハ鐵道ノ方ノ關係デアリマスガ、鐵道ノ方デハ中々承知シナイ、シナイガ、恩給局ノ方

ノ御意嚮ハドウデアリマセウカ

○黒崎政府委員 此請願ノ恩給ニ關シマス關係ニ於キマシテハ、相當此御趣旨ヲ考慮シタイト考ヘテ居リマス

○岡田委員 採擇ヲ願ヒマス

○山下主査代理 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 採擇ト決シマシタ

○山下主査代理 第七、一時賜金癡兵竝無償癡兵ニ關シ恩給法一部改正ノ件、文書表第二百二十四號、第二百三十號、第二百十六號、第二百六十七號、紹介議員大口喜六君——大口君ハ見エテ居リマセヌガ……

○岡田委員 大口紹介議員ガ見エヌヤウデアリマス、紹介議員ハ見エマセズトモ、矢張類似ノ請願ガ多數アルノデアリマスガ、一時賜金癡兵竝無償癡兵ニ關シトアリマシタガ、是ハドウ云フ事カ、何カ是ハ斯ウ云フヤウナ特殊ノ熟語ガアルノデアリマスカ伺ヒタイ、ソレカラ既ニ昭和七年八月一日ノ勅令ヲ以テ特別扶助金下付ノコトガ決マッタ、決マッタケレドモ、尙ホ此上ニ救済スル適當ナ途ガ付テ居マスカラ、尙ホ重ネテ速ニ優遇ノ途ヲ講ゼラレタイ、斯ウ云フノ

デアリマスガ、是ハ陸軍デハ能ク此消息ハ御承知デアラウト思ヒマスガ、ドウナツテ居ルノデアリマスカ

○山岡政府委員 陸軍ノ方デハ是ハ一時賜金ヲ詰リ扶助的ニ渡シタノデアリマスガ、此請願ノ趣意ハ私モ能ク分リマセヌガ、恩給ヲ渡サレタイト云フノデアラウト思ヒマスガ、只今デハ一時賜金癡兵及無償癡兵ノ中デ特別ノ扶助金ヲ貰ッテ居ル者ガ此間カラアリマス、アリマスガ、マダ若干貰ッテ居ラヌ者モアル、其中貰フ者モアリマセウ、貰フコトニナツテ居リマスガ、ソレハ特別ノ扶助金デアッテ恩給デハアリマセヌ、ソコデ請願者ハ恩給ニ直シテ貰ヒタイ、斯ウ云フノデハナイカト思ヒマスガ、其點ヲ伺ヒタイノデアリマス

○岡田委員 實ハ私ノ方デモ此事ガハッキリシナイノデ當局ニ御尋シタノデアリマスガ、是ハ詰リ公傷ニ對スル恩給ニスルコトハ出來ナイ、永久ノ扶助料モ與ヘルコトハ出來ナイ、故ニ一時適當ナ金ヲ下付シテ、ソレデ其事ハ切ラレタケレドモ、尙ホ其後不具癡疾ニナツテ生活ノ途ニモ困ルノデアルカラ、之ヲ恩給ノ年金ノヤウニシテ扶助シテ貰ヒタイ、斯ウ云フ意味デアラウト思フ、殊ニ無償癡兵ト云フ、償ノ無イ癡兵、

怪我モシタ、傷モ付イタガ何モ貰ハナカタ、斯ウ云フ意味デアラウト思フノデアリマスガ、サウデアルトスレバ、サウ云フ者ガ事實アルトスレバ、矢張採擇シテ行ッテ、サウシテ相當ノ考慮ヲ拂ッテ貰ハナケレバナラスト思フノデアリマスカラ、採擇ヲ願ヒマス

○山下主査代理 此意味ハ今岡田君ノ言ハレル通り、昨年ノ八月一日ニ勅令ヲ以テ、特別扶助料ハ下サルコトニナツタ、ソレヲ今度永久ノ恩給ニ直シテ呉レト云フ意味デセウ

○岡田委員 ソレニ漏レタ者ト云フ意味ラシイデスネ

○山下主査代理 サウデハナイノデス、隴ヲ得テ蜀ヲ望ムト云フ方デス(笑聲)

○岡田委員 イヤ其通り、漏レタ者モアルガ、一時扶助ヲ貰ッタケレドモ、之ヲ恒久的ノ財源ニ引直シテ呉レト云フ譯ナンデス、サウデセウ

○山岡政府委員 漏レタ者ハナイ筈デス、或ハ一名カ二名漏レタ者ガ今度出テ來ルカモ知レマセヌガ、今迄ノ所デハナイ筈デアリマス、之ヲ矢張恒久的ニ恩給ニシヨウト云フ御意見ダト思ヒマス

○山下主査代理 採擇ニ御異議アリマセヌ

カ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 採擇ト決マリマシタ

○山下主査代理 第八、一時賜金癈兵ニ關シ恩給法一部改正ノ件、文書表第二百六十八號、紹介議員助川啓四郎君

○岡田委員 本件モ今ノ分ノモット單純ナモノデ、一時賜金ヲ戴イタガ、尙ホ恩給法ニ依ッテ年金ヲ下賜セラレタイ、斯ウ云フノデアリマス、斯ウ云フノハ陸軍デハドウ考ヘテ居ラレマスカ、實ハ請願トシテ澤山斯ウ云フノガ出テ來ルノデスガ……

○山岡政府委員 出テ來ルガラウト思ヒマスガ、併シソレニ少シ差ガアリハセヌカト思ヒマス、請願ノ方ノ意味ガシカリ能ク分リマセヌ、モット餘計吳レト云フ意味カモ分リマセヌガ、ソコハ能ク分リマセヌ

○岡田委員 モット餘計吳レト云フノカモ知レマセヌネー——マア採擇致シマセウ

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 採擇ト決マリマシタ

○山下主査代理 第九、地久節ヲ奉祝日ト爲スノ件、文書表第百八十八號、紹介議員ハ

私デアリマスガ、是モ度々採擇ニナッテ居ルノデスカラ、説明ヲ俟タズシテドウカ御賛成ヲ願ヒマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 採擇ト決シマシタ

○山下主査代理 第十、國旗記念日ニ關スル件、文書表第百二十七號、紹介議員ハ天辰君

○田尻委員 天辰君ハ外ノ委員會ニ出テ缺席スルト云フコトデゴザイマスガ、此趣旨ハ文書表ニアリマス通りノ趣旨デアリマスカラ、ドウゾ御採擇ヲ願ヒタイト云フコトデアリマス

○岡田委員 本件ハ採擇致シタコトモアリマス、採擇致シマセウ

○山下主査代理 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 然ラバ採擇致シマス

○山下主査代理 十一、萬世一系ノ皇統御太元並肇國ノ紀元ニ關スル件、文書表第二百二十五號、紹介議員ハ横山金太郎君デアリマス

○山崎委員 紹介議員横山金太郎君ハ私ニ事情ヲ話シテ依頼シテ行カレマシタカラ私カラ申上ゲマス、此件ハ度々請願ヲ致シテ

居リマシテ、參考送付ニナッテ居ルト云フコトデアリマスガ、岡田サンサウデスカ

○岡田委員 其通りデス

○山崎委員 ソレデ紹介議員モ、毎度御説明申上ゲタ通りデアリマスカラ、今回ハ説明ヲ省略致シマシテ、ドウカ參考送付ニ願ッテ結構デアルト言ハレマシタ

○山下主査代理 參考送付ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 然ラバ參考送付ト決マリマシタ

○山下主査代理 其次ハ十二、請願審査ノ爲常置委員設置ノ件、文書表第二百十四號、是ハ紹介議員ハ私デアリマスガ、此請願ノ趣旨ハ、請願ガ議會毎ニ多數ニ上ッテ居ッテ、只今ノ會期三箇月ノ間ニ於テハ十分ナル審査ガ出來ヌカラシテ、之ヲ常設シテ、ユックリト、所謂慎重審議ヲシテ國民ノ爲ニヤッテ貰ヒタイト云フ請願ノ趣旨デゴザイマス、ドウゾ御審議ノ上御採擇ヲ御願致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○岡田委員 此請願ハ實ハ内閣總元締ノ總理大臣ニデモ出席シテ貰ッテ、十分請願ノ趣旨ヲ辯明シ、サウシテ論議ヲ盡シテ採擇

シタイト思フ案件デアリマス、必シモ總理大臣ノ出席ガナケレバトハ申シマセヌガ、本件ハ特ニ總會マデ留保致シマシテ、總會ニ於テ審議ヲ致シタイト思ヒマスガ……

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 結構デス、ソレデハ總會ニマデ延期スルト云フコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 ソレデハ其通りニ決シマス

○山下主査代理 第十三、營業收益稅法中改正ノ件、文書表第百二十二號、紹介議員ハ岡田忠彦君デアリマスガ、只今岡田君ガ見エマシテ、調査ガマダ十分出來ナイ所ガアルカラ、次ノ分科會ニマデ延シテ吳レト云フ申出ガアリマシタ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 ソレデハ延期スルトニ致シマス

○山下主査代理 第十四、住宅組合借入資金ノ利率低減ニ關スル件、文書表第七十六號、紹介議員鷲野君

○岡田委員 當局者ガ居ラレヌシ、紹介議員モ見エマセズ、而モ問題ハ重大デアリマスカラシテ延期ニ願ヒマス

○山下主査代理 延期ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山下主査代理 ソレデハ延期致シマス

○山下主査代理 第十五、住宅建築資金償還延期ニ關スル件、文書表第六百六號、紹介議員戸井君

○戸井嘉作君 只今議題ニ相成リマシタ請願ノ理由ハ、關東大震災ニ際シマシテ、其復興ノ一助トシテ政府ヨリ低利資金ノ貸與ヲ受ケマシタ神奈川縣下各住宅組合ハ、近時財界不況其他ニ依リマシテ困難ヲ極メテ居ル、故ニ償還ノ期限ヲ五箇年間延シテ貰ヒタイ、且又ソレト同時ニ、其期間中ニ於ケル利子ノ補給モ願ヒタイト云フコトデアリマシテ、是ハ私外五名ガ御紹介申上ゲタ次第デアリマス、關東大震災ノ後ノ問題ト致シマシテ、容易ナラヌ實況デゴザイマスカラ、何分ドウカ然ルベキヤウ御採擇願ヒタイト思ヒマス

○有馬委員 是ハ中々重大ナ問題デアリマスガ、獨リ組合バカリデナク、各公共團體ニ於テモ斯ウ云フモノガ澤山アラウト思ヒマス、請願ノ精神ハ是ニ於テ徹底シマスルガ、果シテ其様ナ生溫イコトダケデ置キ得ラレルモノデナクシテ、寧ロ直チニ是ガ實施

ヲシテ貰ヒタイ位マデニ思ッテ居ル人ガ多イト思ヒマスガ、紹介者ノ御意見ハ何トカ法律デモ改正シテ貰ッテ、此事ヲ一日モ早ク實現シタイト云フヤウナ思召デアリマセウカ、サウ云フヤウナ御取計ハ如何デアリマセウカ

○戸井嘉作君 其事ニ付キマシテハ御尋ノ通りデアリマス、縣廳、市役所、即チ横濱市、郡部其他ハ縣廳ト云フコトニ付キマシテ、目下此事ニ付キマシテハ縣廳方面ニ於テ今進行ヲシツ、アルト云フコトニ御承知ヲ願ヒマス

○岡田委員 十分政府委員ノ意嚮モ聽キ、實情モ調査シテ處理スベキモノデアルト思ヒマスカラ、第七十六號ト共ニ延期シタイト思ヒマス

○山下主査代理 延期ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○山粉委員 其際ハ是非政府委員ノ出席ヲ求メマス

○山下主査代理 承知致シマシタ——ソレデハ延期ト決シマス——是デ本日ノ日程ハ済ミマシタ、是デ散會致シマス

午後零時二分散會